

令和 6 年度 古賀市

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針

令和 6 年 4 月 1 日

1. 方針策定の趣旨

本方針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下、「法」という。）の第 125 条の 2 第 1 項の規定及び福岡県後期高齢者医療広域連合の広域計画、基本方針に基づき、高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、古賀市における高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の在り方について定めるものである。

2. 基本方針

古賀市は、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、福岡県後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、高齢者の健康の保持増進のため、以下の事業を実施する。

3. 実施事業

- (1) 事業の企画・調整等
- (2) KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- (3) 医療関係団体等との連絡調整
- (4) 高齢者に対する支援（詳細は、事業申請書様式実施計画書のとおり）

ア 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

- 低栄養
- 身体的フレイル
- 重症化予防（糖尿病性腎症）
 - ・糖尿病のコントロール不良者への対策
 - ・糖尿病治療中断者への対策
 - ・糖尿病とフレイル併存者への対策
- 重症化予防（その他の生活習慣病）
 - ・コントロール不良者（血糖除く）
 - ・治療中断者（糖尿病を除く）
- 健康状態不明者対策

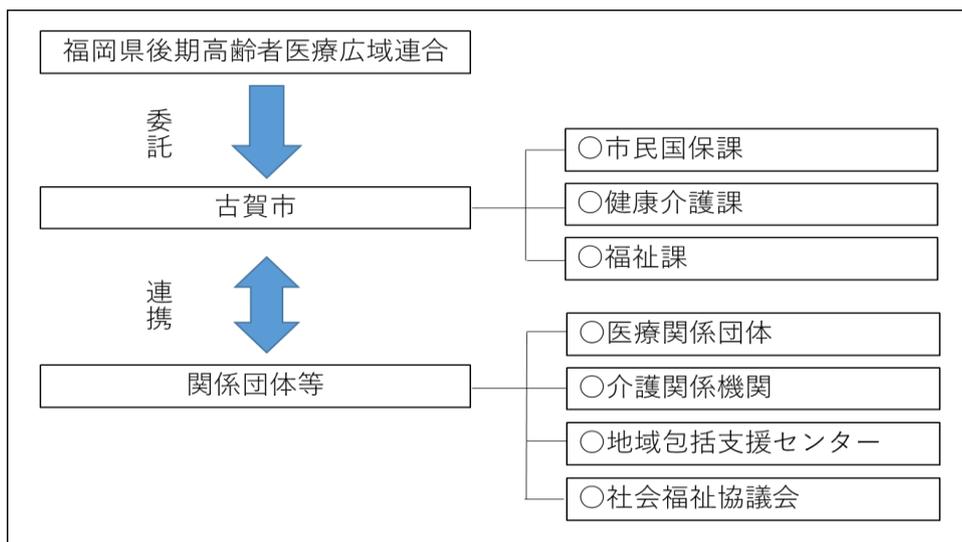
イ 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

- 健康教育・健康相談
- フレイル状態の把握

4. 推進・連携体制

事業の実施に当たっては、各地域特性や健康課題、高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、健康づくり等に携わる庁内関係部局が相互に連携して一体的に取り組む。

また、地域特性や健康課題等の分析等を行い、医療関係団体や介護関係機関、地域包括支援センター、古賀市社会福祉協議会等の関係団体等（以下、「関係団体等」という。）とも情報を共有するとともに、支援が必要な高齢者を医療や介護等のサービスにつなぐなど、地域全体で高齢者を支えることができるよう、庁内外で相互に連携し推進するものとする。



5. 事業実施体制

(1) 3に記載の事業(1)～(3)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。ただし、当該業務の一部について、関係部署の職員等と適宜分担して実施する。

配置部署	職種	人数	期間	関係部署
保健福祉部健康介護課	保健師	1人	令和6年4月から 令和7年3月まで	市民部市民国保課 保健福祉部健康介護課 保健福祉部福祉課

(2) 3に記載の事業(4)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。また、当該業務について、健康介護課健診指導係、地域活動支援センターと連携して実施する。

実施事業	配置部署	雇用/実施形態等	職種人数	雇用期間
ア 高齢者に対する個別的支援(ハイスコアアプローチ)	保健福祉部 健康介護課	正規職員 任期付短時間 任期付短時間	保健師 1名 管理栄養士 2名 保健師 1名	令和6年4月から 令和7年3月まで
イ 通いの場等への積極的な関与等(ホピュレーションアプローチ)	保健福祉部 健康介護課	正規職員 任期付短時間 任期付短時間	保健師 1名 管理栄養士 2名 保健師 1名	令和6年4月から 令和7年3月まで

6. 事業実施内容

(1) 事業の企画・調整等

庁内外の関係者と連携し、事業全体の企画・調整・統括、事業計画の策定、進捗管理、事業評価を行うとともに、関係者間の情報共有を行う。

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

KDBシステムのデータのほか、本市が所有する医療・介護・福祉に関する情報を活用し、重点課題を整理・明確化するとともに、支援すべき対象者を抽出する。

(3) 医療関係団体等との連絡調整

地域の医療関係団体等と、事業の企画段階から課題の共有、相談を進めるとともに、事業の実施後においても実施状況等の報告を行う。

7. 個人情報の保護

事業実施に当たっては、法第125条の2、第125条の3、第125条の4の規定に基づき、効果的かつ効率的な事業実施に必要となる個人の医療・健診・介護等の情報を活用することができるが、個人情報の取扱いに関して関係法令及び古賀市個人情報保護条例等を遵守し、以下のとおり、個人情報保護対策を講じるものとする。

(1) 庁内関係部署での取扱い及び広域連合との情報授受

①対象となる情報

- ・広域連合から提供される情報：KDBシステムに掲載されている被保険者の医療・健診・介護等の情報。歯科健診等その他の必要な情報については、別途協議のうえ決定する。
その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるもの。
- ・本市の関係部署が保有する、当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報

②広域連合からの提供・取扱方法

- ・本市、広域連合、国保連合会におけるKDBシステム突合契約に基づき、KDBシステムにより提供される。
- ・予めデジタル推進課へ届け出たデータ管理者及び担当者が個人情報を取り扱い、データ管理者はデータの適正な管理を図るため必要な措置を講じる。

③各部署間の情報授受・閲覧方法

- ・福祉課職員がKDBシステムを閲覧する場合は、健康介護課の端末を利用する。その他、各部署間の情報授受については、古賀市情報セキュリティ基本方針を遵守する。

④個人情報を含むデータの保管

- ・古賀市個人情報保護条例及び古賀市特定個人情報管理規定を遵守する。

⑤従事者に対する教育及び監督の実施

- ・業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施する。

⑥広域連合への報告

- ・広域連合から求められたときは、個人帳票データの利用状況を報告する。

(2) 本市から関係機関等への委託

事業の一部を関係機関又は関係団体に委託する場合は、事業の実施に必要な範囲内において個人情報を提供するものとし、市は委託先事業者に「個人情報特記事項取扱」の遵守を求め、適切な管理が行われるよう監督する。委託した関係機関等から他の関係機関等への再委託については認めない。

(3) ボランティア参加者への情報提供

ボランティア参加者が事業運営に参画する場合は、原則として個人情報を提供しないよう留意する。ただし、事業運営上、必要不可欠である場合には、最小限度での提供とし、ボランティア参加者に対してあらかじめ個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

令和5年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実績

●令和5年度後期高齢者健康診査

被保険者数 (人)	受診者数 (人)			受診率
	個別	集団	合計	
8,178	731	495	1,226	14.99%

※福岡県後期高齢者医療広域連合会データ

●つどいの場等での健康教育・健康相談等 (ポピュレーションアプローチ)

圏域 (校区)	実施箇所数 (箇所)	参加人数 (人)
古賀中	27	443
古賀北中	14	239
古賀東中	13	207
合計	54	889

●個別支援 (ハイリスクアプローチ)

①低栄養防止

※対象者は令和4年度健診結果と令和5年度出前講座等のインボディ測定結果より抽出

圏域 (校区)	対象者数	支援実施者数	通知を送ったが教室不参加や不在等により未介入	(単位:人)
古賀中	66	21	45	
古賀北中	36	8	28	
古賀東中	16	7	9	
合計	118	36	82	

②生活習慣病重症化予防(高血圧Ⅱ度以上)

※対象者は令和5年度健診結果、出前講座等の血圧測定より抽出(延べ人数)

(単位:人)

圏域 (校区)	対象者数	支援実施者数	不在等により未介入	拒否
古賀中	48	35	9	4
古賀北中	13	5	7	1
古賀東中	23	14	9	0
合計	84	54	25	5

③生活習慣病重症化予防(CKD) ※令和5年度健診結果(集団健診)

(単位:人)

圏域 (校区)	対象者数	支援実施者数	不在等により未介入	拒否
古賀中	31	13	17	1
古賀北中	44	21	23	0
古賀東中	23	12	9	2
合計	98	46	49	3

④生活習慣病重症化予防(病院受診勧奨) ※令和4年度健診結果

(単位:人)

圏域 (校区)	対象者数	支援実施者数	不在等により未介入	拒否
古賀中	11	4	7	0
古賀北中	7	1	6	0
古賀東中	5	2	3	0
合計	23	7	16	0

●健康状態不明者の把握・支援 ※対象者は令和4年度健診結果より抽出

(単位:人)

圏域 (校区)	対象者数	支援実施者数	不在、拒否等により未介入	拒否	(再掲)福祉相談係へ
古賀中	58	45	11	2	0
古賀北中	32	24	5	3	0
古賀東中	27	24	2	1	0
合計	117	93	18	6	0